

漁協系統信用事業における総合的な監督指針 新旧対照表

改正案	現行
<p>II 組合監督上の評価項目</p> <p>II-2 財務の健全性等</p> <p>II-2-5 市場リスク</p> <p>II-2-5-2 主な着眼点</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>(4) <u>マーケット・リスク規制の適用対象取引に関する内部管理等</u> <u>【新規制導入先（令和6年金融庁・農林水産省告示第2号により自己資本比率を算出する組合をいう。以下同じ。）に限る。</u> <u>なお、新規制導入先以外は、なお従前の例による。】</u> <u>マーケット・リスク規制の適用対象取引はB I S告示に定めるところにより組合がその保有する商品をトレーディング勘定へ分類した商品がその主たる内容となる。当該トレーディング勘定へ分類した商品に含まれる取引は、組合が金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る目的又は当該目的で行う取引により生じ得る損失を減少させる目的で行う取引等をいい、そのような特性を前提として、マーケット・リスク規制が適用される。よって、マーケット・リスク規制の適用対</u></p>	<p>II 組合監督上の評価項目</p> <p>II-2 財務の健全性等</p> <p>II-2-5 市場リスク</p> <p>II-2-5-2 主な着眼点</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>(新設)</p>

改正案	現行
<p><u>象取引を明確化し、不適当な取引（注）を排除するとともに、適用対象取引が適切に管理される必要がある。こうした観点から、以下の点について確認するものとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>マーケット・リスク規制の適用対象取引及びその管理方法（想定される保有期間及び保有期間が想定を超える蓋然性などを踏まえ、取引の特性に応じて適切に価格を評価するための方法を含む。）を文書により明確化するとともに、当該文書により適切に運用していることが定期的な内部監査（価格評価の方法及びその運用の適切性については、内部監査及び会計監査）により確認されているか。</u> <p><u>（注）「トレーディング業務に対するバーゼルⅡの適用およびダブル・デフォルト効果の取扱い」（平成17年バーゼル銀行監督委員会）では、ヘッジされていないヘッジファンド持分や私募株式等が不適当なものとして例示されている（パラグラフ271）。</u></p>	
<p>Ⅲ－４ 水協法等に係る事務処理</p>	<p>Ⅲ－４ 水協法等に係る事務処理</p>
<p>Ⅲ－４－８ 情報開示（ディスクロージャー）の適切性・十分性</p>	<p>Ⅲ－４－８ 情報開示（ディスクロージャー）の適切性・十分性</p>
<p>Ⅲ－４－８－４ 開示に当たっての留意事項</p>	<p>Ⅲ－４－８－４ 開示に当たっての留意事項</p>

改正案	現行
<p>Ⅲ－４－８－４－３ 自己資本の充実の状況等の開示</p> <p>(1) 定性的な開示事項</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ 「信用リスクに関する次に掲げる事項」について</p> <p>イ. (略)</p> <p>ロ. 「エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称」について、すべての法人等向けエクスポージャー（中小企業等向けエクスポージャーを除く。）に100%のリスク・ウェイトを適用している場合には、それを開示しているか。<u>【新規制導入先は除く。】</u></p> <p>ハ.・ニ. (略)</p> <p>④ 「信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要」には、以下の内容が記載されているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 貸出金と自組合貯金の相殺を用いるに当たっての方針及び手続の概要並びにこれを用いている取引の種類、範囲等 ・ 派生商品取引並びにレポ形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引について法的に有効な相対ネットティング契約を用いるに当たっての方針及び手続の概要並びにこれを用いている取引の種類、範囲等 <u>【新規制導入先に限る。なお、新規制導入先以外の組合は、なお従前の例による。】</u> ・ 担保に関する評価、管理の方針及び手続の概要 ・ 主要な担保の種類 	<p>Ⅲ－４－８－４－３ 自己資本の充実の状況等の開示</p> <p>(1) 定性的な開示事項</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ 「信用リスクに関する次に掲げる事項」について</p> <p>イ. (略)</p> <p>ロ. 「エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称」について、すべての法人等向けエクスポージャー（中小企業等向けエクスポージャーを除く。）に100%のリスク・ウェイトを適用している場合には、それを開示しているか。</p> <p>ハ.・ニ. (略)</p> <p>④ 「信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要」には、以下の内容が記載されているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 貸出金と自組合貯金の相殺を用いるに当たっての方針及び手続の概要並びにこれを用いている取引の種類、範囲等 ・ 派生商品取引及びレポ形式の取引について法的に有効な相対ネットティング契約を用いるに当たっての方針及び手続の概要並びにこれを用いている取引の種類、範囲等 ・ 担保に関する評価、管理の方針及び手続の概要 ・ 主要な担保の種類

改正案	現行
<ul style="list-style-type: none"> ・ 保証人及びクレジット・デリバティブの主要な取引相手の種類及びその信用度の説明 ・ 信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関する情報 <p>⑤・⑥ (略)</p> <p>⑦ 「<u>マーケット・リスクに関する事項</u>」【<u>新規制導入先に限る。なお、新規制導入先は改正後の告示を参照すること。</u>】</p> <p>⑧ 「<u>オペレーショナル・リスクに関する次に掲げる事項</u>」について、「<u>リスク管理の方針及び手続の概要</u>」には、<u>リスクを確実に認識し、評価・計測し、報告するための体制が記載されているか。</u>【<u>新規制導入先は除く。なお、新規制導入先は改正後の告示を参照すること。</u>】</p> <p>⑨ 「<u>株式と同等の性質を有するものに対するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要</u>」には、<u>以下の内容が記載されているか。</u>【<u>新規制導入先に限る。なお、新規制導入先以外は、なお従前の例による。</u>】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ リスクを確実に認識し、評価・計測し、報告するための態勢 ・ その他有価証券、子会社株式及び関連会社株式の区分ごとのリスク管理の方針 ・ 株式等エクスポージャーの評価等重要な会計方針（会計方針を変更した場合には、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の3に準じた事項を含む。） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保証人及びクレジット・デリバティブの主要な取引相手の種類及びその信用度の説明 ・ 信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関する情報 <p>⑤・⑥ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>⑦ 「<u>オペレーショナル・リスクに関する次に掲げる事項</u>」について、「<u>リスク管理の方針及び手続の概要</u>」には、<u>リスクを確実に認識し、評価・計測し、報告するための態勢が記載されているか。</u></p> <p>⑧ 「<u>水産業協同組合法施行令第10条第5項第3号に規定する出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要</u>」には、<u>以下の内容が記載されているか。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ リスクを確実に認識し、評価・計測し、報告するための態勢 ・ その他有価証券、子会社株式及び関連会社株式の区分ごとのリスク管理の方針 ・ 株式等エクスポージャーの評価等重要な会計方針（会計方針を変更した場合には、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の3に準じた事項を含む。）

改正案	現行
<p>⑩ 「金利リスクに関する次に掲げる事項」</p> <p>イ. (略)</p> <p>ロ. 「金利リスクの算定手法の概要」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ B I S 開示告示に基づく定量的開示の対象となる△ E V E 及び△ N I I (<u>金利リスク (マーケット・リスク相当額の算出対象となっているものを除く。)</u>のうち、金利ショックに対する算出基準日から 12 ヶ月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものであって、B I S 開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいう。以下この⑩において同じ。) 並びに組合がこれらに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する以下の事項【<u>新規制導入先に限る。なお、新規制導入先以外は、なお従前の例による。</u>】 <p>(以下略)</p> <p>(2) 定量的な開示事項</p> <p>① 「自己資本の充実度に関する次に掲げる事項」について</p> <p>イ. (略)</p> <p>ロ. 「<u>内部格付手法が適用されるポートフォリオにおける株式等エクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち次に掲げる区分ごとの額</u>」には、所要自己資本の算出における区分に沿った形での株式のポートフォリオ別の所要自己資本の額を記載しているか。【<u>新規制導入先に限る。なお、新規制導入先以外は、なお従前の例による。</u>】</p>	<p>⑨ 「金利リスクに関する次に掲げる事項」</p> <p>イ. (略)</p> <p>ロ. 「金利リスクの算定手法の概要」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ B I S 開示告示に基づく定量的開示の対象となる△ E V E 及び△ N I I (<u>金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から 12 ヶ月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものであって、B I S 開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいう。以下この⑨において同じ。</u>) 並びに組合がこれらに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する以下の事項 <p>(以下略)</p> <p>(2) 定量的な開示事項</p> <p>① 「自己資本の充実度に関する次に掲げる事項」について</p> <p>イ. (略)</p> <p>ロ. 「<u>内部格付手法が適用される株式等エクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち次に掲げる区分ごとの額</u>」には、所要自己資本の算出における区分に沿った形での株式のポートフォリオ別の所要自己資本の額を記載しているか。</p>

改正案	現行
<p>② 「信用リスク（信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。）に関する次に掲げる事項」について</p> <p>イ. ～ハ.（略）</p> <p>ニ. 「標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高」について、リスク・ウェイトの区分ごとの保有残高は格付の有無についても<u>区分しているか。【新規制導入先は除く。】</u></p> <p>ホ. ～ト.（略）</p> <p>③～⑤（略）</p>	<p>② 「信用リスク（信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。）に関する次に掲げる事項」について</p> <p>イ. ～ハ.（略）</p> <p>ニ. 「標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高」について、リスク・ウェイトの区分ごとの保有残高は格付の有無についても<u>区分しているか。</u></p> <p>ホ. ～ト.（略）</p> <p>③～⑤（略）</p>

附 則

この通知の改正は、令和6年3月31日から適用する。